

釧路市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

（設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、全庁的にその推進を図るため、釧路市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）総合戦略の策定及び改定に関すること。
- （2）地方人口ビジョンの策定に関すること。
- （3）総合戦略に掲げる施策の推進及び検証に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部参与及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。

4 本部参与は、常勤の監査委員をもって充てる。

5 本部員は、釧路市事務分掌条例（平成17年釧路市条例第14号）に定める部、デジタル行政担当部長、自治体戦略担当部長、男女平等参画推進参事、公有資産マネジメント推進参事、観光振興担当部長、都心部まちづくり担当部長、消防本部、市立釧路総合病院、上下水道部、学校教育部、生涯学習部及び議会事務局（以下これらを「各部」という。）の長（市立釧路総合病院にあっては、事務部長）をもって充てる。

（本部の総括等）

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する順序により、その職務を代理する。

3 本部参与は、副本部長を補佐し、副本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、本部の指定事項及び本部に係る必要事項を協議する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。

4 幹事長は総合政策部長、副幹事長は都市経営課長をもって充てる。

5 幹事は、本部長が任命する。

(作業部会)

第6条 本部に第2条に掲げる所掌事項に係る具体的な施策（以下「具体的施策」という。）の推進を図るため、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、各部の所属職員をもって構成し、具体的施策の実施に当たっての必要事項を調査・検討し、その推進を図る。

3 部会の円滑な運営を図るため、部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、本部長が指名する。

5 部会長は、特に必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めることができる。

6 複数の部会にかかわる事項の調整は、都市経営課長が行う。

(意見聴取及び資料提出)

第7条 本部及び幹事会は、具体的施策を進めるに当たって必要があると認めるときは、部会から意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総合政策部都市経営課が処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。